市民参加実施予定シート

予　定
平成27年4月1日時点

担当課（　社会福祉課　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	老人福祉・介護保険事業について	市が考える 市民等への影響	＜メリット＞ 流山市の高齢者に対する各種事業や介護保険サービスの充実度が判断できるとともに、今後3年間の介護保険サービスの必要量を予測して、事業がスムーズに行えるように準備します。必要なサービスは高齢者の意見を十分に取り入れ、3年間の介護保険に掛かる経費を計算して毎年の介護保険料を決定します。
名称	流山市高齢者支援計画		
概要	老人福祉法に基づく、高齢者に対する支援事業や老人ホームなどの施設の整備に関する計画と介護保険事業のサービス提供をスムーズに進めるための計画の両方を一緒にした「流山市高齢者支援計画」を策定する。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H26 4/22、6/17、7/15、8/5、8/27、10/8、10/22、11/20、H27 1/21	審議委員（福祉サービスの提供を受ける者の代表、公募の市民等）	流山市福祉施策審議会	・審議会・・・専門的な見地から調査や審議、意見を聴取する必要があるため、審議会への諮問・答申を行う。 ・パブリックコメント・・・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたためパブリックコメントを実施する。 ・意見交換会・・・市内4か所での地区懇談会を計画策定当初から、計画の課題と方向性に関して開催し、随時出前講座等により計画策定の進捗や方向性を説明する。また、平成26年12月のパブリックコメント実施に併せて市内4か所での地区懇談会を開催する。他に意見聴取は流山市介護保険制度モニター、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会等からも行う。
	■	パブリックコメント手続	H26 12/15～H27 1/14	全市民等	特になし	
	■	意見交換会	随時出前講座で説明	利用対象者	手話通訳、要約筆記者配置	
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	■	その他(アンケート)	H26年2月～3月	高齢者	特になし	

（3）市民参加のスケジュール（予定）

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
	アンケート調査														
		福祉施策審議会（諮問・答申など）													
										パブリックコメント					

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由